

“水俣病発生は必然”

原告側

第四準備書面を提出

十日開かれる予定の水俣病裁判第五回口頭弁論を前に原告側の原告弁護団は三十日、第四準備書面を熊本地裁民事第三部に提出した。

今回の準備書面は、これまで開

かれた第一―第四回までの口頭弁論のさい問題となつた種々の事項について原告側の具体的な解釈を述べたものではなく、水俣病を含めた工業災害、その他環境汚染などに関する一般的な企業体質を明らかにし、公害発生のもたらしたものを説いたもの。具体的には、熊本医学部の水俣病研究会の研究資料や外国の事例などに多くのスペースをさいて、水俣病発生の「社会的必然性」を論理づけ、結論としてチツソ水俣工場が何ら排水対策を講じなかったとしている。

今回のような「公害発生の企業体質論」的書面は、本来内容的には訴訟の初期に提出さるべきもので、原告側弁護団の準備がこれまでに延び延びになつていたためだが、今後原告側が展開する「企業過失論」の背景となるもので、原告側のこの裁判にのぞむ基本的な態度を初めて書面で明らかにした点が注目される。

十日の第五回口頭弁論でも、まず今回の書面についての被告側の反論が行われる予定。

なお、第二、第三回口頭弁論で

原告側が斎藤裁判長から求められていた釈明事項に対する原告側の釈明書も一日中には熊本地裁に提出されることになっている。